ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。			
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすものイ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	稼働病床の数		一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数		一、六三三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数		一、五二三、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼働病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数		三一〇、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に九、一四四、〇〇〇円を乗じて得た額

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一五四、九〇六、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。			
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすものイ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	稼働病床の数		九三九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数		一、六三三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数		一、五二三、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼働病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数		三一〇、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に八、九一二、〇〇〇円を乗じて得た額

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一五四、二八九、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額